

進路に関する様々な取り組みや情報をお伝えします。

令和6年度進路関係の行事予定

月	高等部	中学部	幼小学部
4月	進路希望調査、保護者懇談会（進路相談）		・保護者懇談会
5月		・学校見学会（中3）	
6月	・就業体験（高2-1, 2-2, 3-1, 3-2） ・「特別支援学校就労応援団とやま」職場見学 （高1-2：富山村田製作所）		
7月	・就業体験（高1-1, 2-3） ・仕事見学会（高1） ・高校生就職ガイダンス（労働局主催 高3）	・オープンハイスクール （中3 希望者） ・学習体験（中3）	・夏の集い （幼・保護者） ・職場体験 （小6）
8月	・オープンキャンパス（希望者）	富山県中小企業家同友会仕事見学（小6、中、高）	
9月	・採用試験（高3） ・就労応援団とやま 学校見学会 ・就労支援セミナー （労働局主催 高2生徒と高2保護者 対象）	・学習体験 ・職場体験（中2）	
11月	・就業体験（高1-2, 2-2, 3-2）		
12月	・先輩に学ぶ（中高生徒、保護者対象）	・進路希望調査、保護者懇談会（進路相談）	・保護者懇談会
1月	・就業体験（高3-2 必要に応じて）		
2月	・移行支援連絡会（高3）	・願書提出（中3）	
3月	・高校生就職ガイダンス（労働局 高2）	・入学検査（中3）	

太字は保護者の方が参加できる行事です。ぜひご参加ください。

高等部 就業体験

6月5日～18日を中心に、高等部2-1, 2-2, 3-1, 3-2の生徒14名が、県内の事業所で10日間の就業体験を行いました。今回もたくさんの事業所に生徒を受け入れていただきました。保護者の皆様には、体験の準備をはじめ、毎日の日誌の記入等ありがとうございました。ご協力いただいた事業所と生徒たちの評価を紹介します。評価については、今後の指導に生かしていきたいと思っております。

★ご協力いただいた事業所★（50音順）

一般事業所	特例子会社
<富山市> ・アルビス奥田店 ・コーセル株式会社 ・東ソー・セラミックス株式会社 ・富山大学キャンパスクリーンチーム	<富山市> ・株式会社不二越 ・ダイヤモンド株式会社 ・株式会社スギノマシン
<立山町> ・富山スガキ株式会社 立山工場	<富山市> ・朝日印刷ビジネスサポート株式会社 ・北陸電力ウィズスマイル株式会社
<滑川市> ・株式会社スギノマシン 滑川事業所	福祉サービス事業所 <富山市> ・就労継続支援A型事業所オーシャン ・就労継続支援A型就労支援事業所ハーベスト
<入善町> ・京セラ株式会社 富山入善工場	

●事業所からの評価を紹介します。

- ・周囲の方とのコミュニケーションを楽しみながら体験に取り組むことができていた。（一般）
- ・指示のとおり作業をすることができていた。分からないことも一つ一つ確認しながら作業をすることができており、安心して任せることができた。（一般）
- ・不慣れな環境のためか、積極性や動作の面で不足感がありました。（一般）
- ・周囲に気を取られ、集中力に欠ける場面が多かった。（特例）

<生徒の振り返り>

- ・立ち仕事が大変だったが、頑張ることができた。また、指示の通りに作業することができた。学校生活では、大きな声で返事をすることや挨拶することを意識したい。（一般）
- ・仕事の手順を覚えて作業することができた。学校生活では、敬語で挨拶ができるようになりたい。（特例）
- ・会社では言葉遣いを意識して、体験することができた。今後も継続していきたい。（特例）
- ・今回の体験では、10日間体調を崩さずに体験することができた。体験中に忘れ物をしたことがあったので、学校生活では、忘れ物をしないように何回も確認したい。（A型）



「特別支援学校就労応援団とやま」職場見学会に高等部1年生が行きました。

企業の見学を通して、勤労意欲を高め、働く際に必要な知識・技能・態度を学ぶことを目的に、高等部1年生2名が、6月12日に富山村田製鉄所を見学してきました。

会社の業務内容の説明を聞いた後、社員の方に案内してもらい工場内を見学しました。その後、会社内の清掃を体験しました。生徒からは、「明るくて、いい会社だと思いました」「作業体験が上手にできて嬉しかった」「この会社で働いてみたいと思いました」という感想が聞かれました。今後の進路学習に今回の経験を役立ててほしいと思います。



進路ワード

「障害者雇用」

障害者雇用とは、障害のある方が一人ひとりの能力や特性に応じて障害のない方と同じように働けるよう、企業や自治体が「障害者雇用」という制度で、障害のある方を雇用することです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以降：障害者雇用促進法）によって定められており、障害のある方が安定して働き続けることを目的としています。そのため企業や自治体は、従業員のうち決まった割合で障害のある方を雇用することや、障害のある方への差別の禁止、合理的配慮を提供することなどが義務付けられています。令和6年4月より、法定雇用率が2.5%になり、雇用率は年々上がっています。

障害者雇用は原則として「障害者手帳」を所持している方が対象となります。障害者手帳には「精神障害者保健福祉手帳」「身体障害者手帳」「療育手帳」（自治体によって名称は異なります）の3種類があります。